

専門実践教育訓練の指定基準の改正についての関係資料

専門実践教育訓練に係る各種指標について

(平成27年7月末時点)

	指定講座数	講座定員数	専門実践教育訓練 に係る人数	教育訓練給付金 支給金額
平成26年10月 開講済	16 講座	760 人	(初回受給者数) 46人	11,639 千円
平成27年4月～ 開講済	1,575 講座	78,566 人	— <small>〔※平成27年10月以降支給 決定になるもの〕</small>	—
上記中、廃止講座	▲ 7 講座	▲ 163 人	—	—
小 計	1,584 講座	79,163 人	—	—
平成27年10月指定講座 (平成27年7月31日公表分)	255 講座	—	—	—
<small>(※)10月開講 8講座(一部、「10,4月開講講座」あり)、4月以降開講 247講座</small>				
計	1,839 講座	—	—	—

教育訓練内容別・都道府県別 専門実践教育訓練指定状況(平成27年7月31日時点)

○教育訓練内容別 指定状況

目標とする資格等名称	指定講座数		
	総数	平成27年10月指定講座数	既指定講座数
業務独占・名称独占資格の養成課程			
看護師	169	15	154
介護福祉士	162	10	152
美容師	88	5	83
はり師	74	7	67
調理師	72	2	70
柔道整復師	71	9	62
保育士	59	5	54
歯科衛生士	59	8	51
准看護師	42	4	38
社会福祉士	29	6	23
精神保健福祉士	29	1	28
助産師	26	3	23
あん摩マッサージ師	23	2	21
歯科技工士	22	4	18
製菓衛生師	22	1	21
理容師	22	2	20
栄養士	21	2	19
臨床工学技士	18	0	18
理学療法士	17	3	14
言語聴覚士	16	5	11
作業療法士	9	0	9
建築士	8	1	7
きゅう師	6	0	6
視能訓練士	5	1	4
保健師	5	0	5
測量士補	4	0	4
救急救命士	2	1	1
臨床検査技師	2	0	2
電気工事士	2	1	1
測量士	1	0	1
義肢装具士	1	0	1
航空運航整備士	1	0	1
小計	1,087	98	989

※今般、既指定講座について、学科再編成等の事由により7講座の廃止があった。

目標とする資格等名称	指定講座数		
	総数	平成27年10月指定講座数	既指定講座数
専修学校の職業実践専門課程			
職業実践専門課程(商業実務その他)	149	43	106
職業実践専門課程(動物)	63	5	58
職業実践専門課程(経理・簿記)	48	14	34
職業実践専門課程(情報処理)	47	6	41
職業実践専門課程(情報)	46	6	40
職業実践専門課程(文化その他)	46	12	34
職業実践専門課程(工業関係その他)	41	8	33
職業実践専門課程(スポーツ)	36	30	6
職業実践専門課程(服飾・家政その他)	32	4	28
職業実践専門課程(デザイン)	31	2	29
職業実践専門課程(ビジネス)	30	6	24
職業実践専門課程(旅行)	29	4	25
職業実践専門課程(自動車整備)	24	4	20
職業実践専門課程(土木・建築)	18	1	17
職業実践専門課程(電気・電子)	12	1	11
職業実践専門課程(医療関係その他)	12	3	9
職業実践専門課程(農業関係その他)	7	3	4
職業実践専門課程(社会福祉関係その他)	6	4	2
職業実践専門課程(法律行政)	2	0	2
職業実践専門課程(衛生関係その他)	1	0	1
小計	680	156	524
専門職学位課程			
専門職学位(ビジネス・MOT)	33	0	33
専門職学位(教職大学院)	14	0	14
専門職学位(法科大学院・司法試験合格)	10	0	10
専門職学位(その他)	6	1	5
専門職学位(会計)	4	0	4
専門職学位(公共政策)	2	0	2
専門職学位(公衆衛生)	1	0	1
専門職学位(知的財産)	1	0	1
専門職学位(臨床心理)	1	0	1
小計	72	1	71
合計	1,839	255	1,584

○都道府県別 指定状況

都道府県名	指定講座数		
	総数	平成27年10月指定講座数	既指定講座数
北海道	121	9	112
青森県	10	0	10
岩手県	28	2	26
宮城県	36	4	32
秋田県	2	0	2
山形県	5	0	5
福島県	18	1	17
茨城県	20	1	19
栃木県	18	1	15
群馬県	61	1	60
埼玉県	45	2	43
千葉県	27	1	26
東京都	289	24	265
神奈川県	51	7	44
新潟県	80	43	37
富山県	13	0	13
石川県	14	5	9
福井県	27	16	11
山梨県	2	0	2
長野県	18	1	17
岐阜県	8	1	7
静岡県	34	3	31
愛知県	90	10	80
三重県	14	2	12
滋賀県	2	0	2
京都府	63	16	47
大阪府	218	33	183
兵庫県	65	12	53
奈良県	5	0	5
和歌山県	7	2	5
鳥取県	5	0	5
島根県	21	4	17
岡山県	15	3	12
広島県	43	7	36
山口県	20	6	14
徳島県	11	0	11
香川県	31	2	29
愛媛県	36	0	36
高知県	12	0	12
福岡県	107	5	102
佐賀県	17	3	14
長崎県	20	6	14
熊本県	16	1	15
大分県	14	0	14
宮崎県	33	1	32
鹿児島県	14	3	11
沖縄県	37	17	20
合計	1,839	255	1,584

「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度について(概要)

— Brush up Program for professional —

平成 27 年 3 月 教育再生実行会議提言(第 6 次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ
 (社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

○ 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

有識者会議において、認定要件等を検討

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定

【目的】

プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている

- | | |
|--|---|
| ①実務家教員や実務家による授業
(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) | ②双方向若しくは多方向に行われる討論
(課題発見・解決型学修、ワークショップ等) |
| ③実地での体験活動
(インターンシップ、留学や現地調査等) | ④企業等と連携した授業
(企業等とのフィールドワーク等) |

- 受講者の成績評価を実施
- 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

認定により、①社会人の学び直す選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

○今後のスケジュール(予定)

- ・ 7月31日 告示公布・施行
- ・ 7月31日～10月9日 大学等への公募
- ・ 10月～11月頃 審査
- ・ 12月頃 職業実践力育成プログラムの認定
- ・ 平成28年4月 認定を受けた職業実践力育成プログラムの開始

「日本再興戦略改訂2015—未来への投資・生産性革命—」

(平成27年6月30日 閣議決定)

第二 3つのアクションプラン

一. 2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

ii) 未来を支える人材力の強化

⑩大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ(経営、会計、IT、マーケティングなど)に応じた実践的・専門的教育プログラムを文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み(「職業実践力育成プログラム」認定制度)を構築する。

⑪職業実践能力の獲得に資する教育プログラムへの教育訓練給付による支援の拡充

(略) 今後、「職業実践力育成プログラム」認定制度や「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」で行われる教育プログラム等の実態も踏まえつつ、「専門実践教育訓練給付」の対象講座の在り方等について、仕事と両立しやすい多様で弾力的なプログラムも含め、社会人の職業実践能力の形成に真に効果的なものであるか等の観点から検討を行い、速やかに結論を得る。

○文部科学省告示第百二十四号

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第八十二条に規定する短期大学を含む。）及び同法第一百五十五条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法百十九条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法百五条（同法百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

一頁

(認定)

第二条 文部科学大臣は、大学等の正規の課程又は特別の課程（以下「課程」という。）であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践力育成プログラムとして認定することができる。

- 一 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- 二 対象とする職業に応じ、前号の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。
- 三 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）と連携して行う授業、双向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。
- 四 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- 五 学校教育法第九十九条第一項（同法百二十三条において準用する場合を含む。）に定める評価を行い、その結果を公表していること。

六 教育課程の編成及び前号の評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

二頁

七 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

(変更等の届出)

第三条 前条の規定による認定を受けた課程を置く大学等は、当該課程の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(実施状況の報告等)

第四条 文部科学大臣は、第二条の規定による認定を受けた課程を置く大学等に対し、当該課程の実施状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は实地により調査することができるものとする。

(認定の取消し)

第五条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をした課程が廃止されたとき又は同条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(告示)

第六条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

三頁

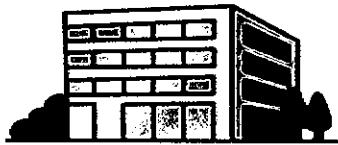
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

専門実践教育訓練給付制度に係る周知広報の取組みについて

主要広報ターゲット

教育訓練施設



受講及び受給を希望する個人



周知の具体の取組み

○対象課程類型の所管部局(他省庁を含む)に対して制度周知依頼

- ・ 「業務独占資格または名称独占の資格取得等を目指す養成施設」、「職業実践専門課程」及び「専門職学位課程」を所管する担当部局(他省庁を含む)を通じた制度周知(通知の発出等)

○関係団体等制度説明会等を通じた周知

- ・ 全国専修学校各種学校総連合会の制度説明会等を通じた会員校に対する周知
- ・ 業務独占資格・名称独占資格の取得等を目標とする養成施設の協議会(日本看護学校協議会)等の制度説明会等を通じた会員校に対する周知

○厚生労働省HPや都道府県労働局における周知広報

- ・ 厚生労働省HPによる、専門実践教育訓練の概要、指定講座、指定希望手続についての周知
- ・ 都道府県労働局による管内の教育訓練施設に対する制度周知、講座申請の働きかけ

○政府広報、各種広告媒体による周知

- ・ 政府広報(新聞広告、政府広報オンライン)や「YouTube」(平成27年4月～)による制度周知
- ・ 各種広告媒体(最近の例:日経woman等)を通じた利用者目線での受講効果等に係る分かりやすい情報発信

○厚生労働省HP(ハローワークインターネットサービスを含む)による周知

- ・ 専門実践教育訓練の概要、指定講座、支給申請手続等の周知

○教育訓練給付講座検索システムによる効果的な講座情報の発信

- ・ 本年内に地域、分野、施設名等による検索機能の抜本強化を行う計画

○ハローワークにおける周知

- ・ ハローワークにおける、職業相談・雇用保険窓口での相談・援助

【厚生労働省動画チャンネル(YouTube)】

専門実践教育訓練 利用者の声
～平成26年10月に拡充された教育訓練給付制度の指定講座について～



専門実践教育訓練の実績等に関する把握

- 専門実践教育訓練について、制度のあり方、個々の講座、それぞれの評価を的確に行う観点から、本年度から以下のような調査を行い、本制度の運営に反映するとともに、その概要を取りまとめた時点で、職業能力開発分科会に報告を行う予定。

1 指定講座の状況

- 専門実践教育訓練指定講座を有する教育訓練施設（全施設）から、厚生労働省に提出を義務づけている報告書により、講座の概要を把握。

【主な調査項目（講座ごと）】

- 受講証明証発行枚数、入学者数、修了者数、目標資格受験者数・合格者数、就職者数 等

*一部調査項目については、本年度は把握できないもの

2 受給者の状況

- 専門実践教育訓練指定講座を有する教育訓練施設を通じ（*回答は施設を通じないもの）、専門実践教育訓練受給者（全受給者）を対象としたアンケート調査により、受給者の動向や、講座への評価等を把握。

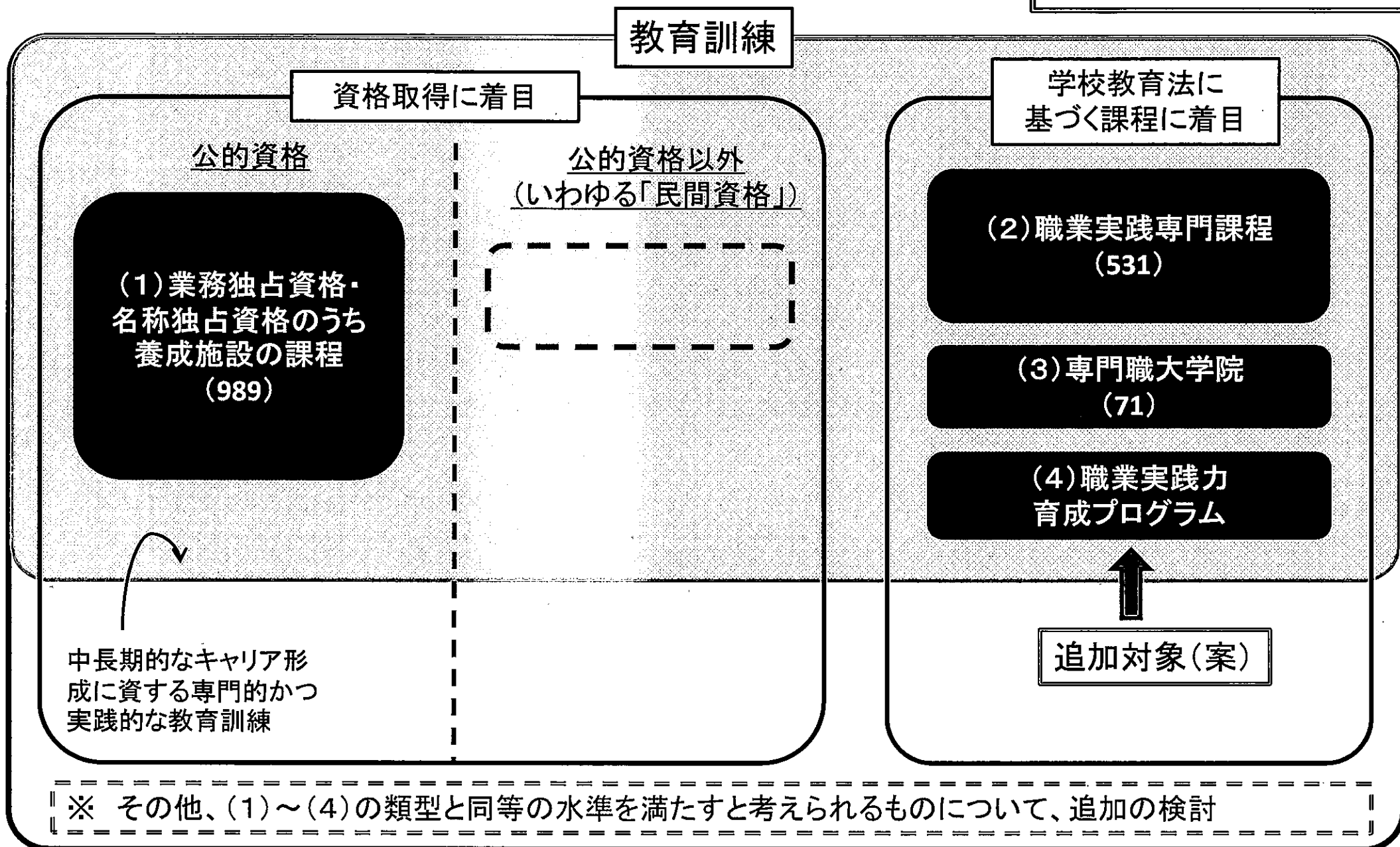
【主な調査項目】

- 受講の目的、受講の効果、講座及び教育訓練施設の評価・満足度、目標資格の受験・取得状況、（修了者について）就職等の状況 等

*一部調査項目については、本年度は把握できないもの

専門実践教育訓練の対象として追加を検討しているプログラムの位置付け(イメージ図)

第90回職業能力開発分科会資料



注 ()の数字は27年4月時点の指定講座数。

一般教育訓練の指定講座の概要

第90回職業能力開発分科会資料

一般教育訓練の指定講座について

全指定講座数:9,571講座(平成27年4月1日現在)

①輸送・機械運転関係 4,845講座
(大型自動車、建設機械運転等)

〔公的資格:4,845講座
民間資格: 0講座〕

②医療・社会福祉・保健衛生関係
1,947講座
(介護職員初任者研修、実務者研修等)

〔公的資格:1,890講座
民間資格: 57講座〕

③専門的サービス関係 740講座
(社会保険労務士、税理士、司法書士等)

〔公的資格: 674講座
民間資格: 66講座〕

④情報関係 481講座
(プログラミング、CAD、ウェブデザイン等)

〔公的資格: 4講座
民間資格: 477講座〕

⑤事務関係 433講座
(簿記、英語検定等)

〔公的資格: 0講座
民間資格: 433講座〕

⑥営業・販売・サービス関係 310講座
(宅地建物取引主任者、旅行業取扱主任者等)

〔公的資格: 234講座
民間資格: 76講座〕

⑦技術関係 183講座
(建築施工管理技士検定、電気主任技術者等)

〔公的資格: 182講座
民間資格: 1講座〕

⑧製造関係 75講座
(技能検定等)

〔公的資格: 75講座
民間資格: 0講座〕

⑨その他 557講座
(大学院修士課程等)

〔修士・博士等学位課程: 537講座
科目等履修生: 14講座
履修証明プログラム: 6講座〕

一般教育訓練の指定講座数推移

	平成10年度 (制度創設)	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
講座数(※)	3,445	7,119	7,916	8,541	9,084	9,571
受給者数(人)	198	122,248	130,218	135,944	121,056	—

※講座数については当該年度の4月時点での指定講座数(平成10年度については12月時点)

民間資格取得を目標とする一般教育訓練の例(主なもの)

情報関係

講座数 481講座
うち民間資格関係 477講座

主な対象資格の例

・Microsoft Office Specialist 2010	126講座
・Webクリエイター能力認定試験	71講座
・CAD利用技術者試験	42講座
・Microsoft Office Specialist 2007	33講座
・シスコ認定技術者	22講座
・Oracle認定JAVAプログラマ	20講座
・Illustratorクリエイター能力認定試験	15講座
・LPIC認定試験	14講座
・Webデザイナー検定	13講座
・建築CAD検定	12講座
・CS技能評価試験(ワープロ部門)	11講座
・VBAエキスパート	11講座
・Word文書処理技能認定試験	9講座
・日商PC検定試験(文書作成)	9講座
・Photoshopクリエイター能力認定試験	8講座
・日商PC検定試験(データ活用)	8講座
・C言語プログラミング認定試験	6講座
・DTP検定	6講座
・ICTプロフィシエンシー検定試験	5講座
・Javaプログラミング能力認定試験	5講座

事務関係

講座数 433講座
うち民間資格関係 433講座

主な対象資格の例

・TOEIC	179講座
・簿記検定試験	124講座
・中国語検定試験	31講座
・TOEFL	20講座
・日本語教育能力検定試験	18講座
・HSK漢語水平考試	10講座
・実用英語技能検定	10講座
・「ハングル」能力検定	8講座
・実用フランス語技能検定試験	5講座

※1:平成27年4月1日現在。

※2:「主な対象資格の例」として、当該資格の取得を目的とする指定講座が5講座以上あるものを記載。

検討会開催のイメージ

現行制度においては対象とされていないプログラム等のうち、中長期的なキャリア形成に資すると考えられ、他の対象課程の類型と同等の水準を満たすものについて、新たに対象とすること等に関し、労働政策審議会職業能力開発分科会での審議に資するため、専門的・技術的観点から検討を行う有識者による検討会を開催。

1 検討事項

検討の当面の重点として、情報通信技術分野のいわゆる民間資格の取得を目標とした教育訓練プログラムを念頭に、主に以下の事項について検討。

- 専門実践教育訓練の趣旨を踏まえた、対象となる民間資格を選定するための基準
- 当該基準を満たし得る具体的な民間資格
- 当該民間資格の取得を目標とする教育訓練プログラムの評価のあり方 等

2 検討会のメンバー

- 情報通信技術やこれに関する資格、教育訓練について専門的知識を有する者
- 職業能力開発施策や企業の人材育成について専門的知識を有する者
- 労使から推薦を受けた専門家 等

3 スケジュール

- 平成27年9月 第1回検討会
(その後、月1～2回ペースで計3～4回程度開催)
- 年内 検討会報告書とりまとめ
(その後、職業能力開発分科会に報告の上、同分科会で専門実践教育訓練の指定基準について審議)